

導入促進基本計画

1 先端設備等の導入の促進の目標

(1) 地域の人口構造、産業構造及び中小企業者の実態等

ア 地域の人口構造

本市の総人口は、昭和42年に市制が施行されて以来、東日本大震災を受けた平成23年から平成24年を除き、増加を続けており、令和5年3月末時点では、204,818人となっている。

令和4年3月31日を基準とした将来人口推計では、本市の総人口は、令和11年の210,267人までは増加を続けるが、これをピークとして以後は全国傾向と同様な減少に転じ、令和22年には約204,000人、令和42年には約185,000人にまで減少すると予想される。人口減少による社会への影響を軽減させるためには、現時点から、出生率低下による自然減と、人口移動による社会減の対策が必要となる。

イ 地域の産業構造

事業所数については、全事業所数(5,118事業所)のうち、卸売業・小売業が一番多く1,211事業所で23.7%を占めている。、次いで宿泊業、飲食サービス業741事業所(14.5%)、生活関連サービス業、娯楽業584事業所(11.4%)、医療、福祉563事業所(11.0%)の順となっており第3次産業が多数を占めている。

一方、付加価値額での割合で見ると、「製造業」が最も多く20.7%、次いで「卸売業・小売業」が18.8%、「医療、福祉」が15.0%、「運輸業、郵便業」が10.4%、「金融業、保険業」が6.2%の順となっている。

【平成28年経済センサス活動調査】

ウ 中小企業者の実態

産業の課題としては、新型コロナウイルス感染症による消費者の生活スタイルの変化、インターネット等を活用した販売形態等の影響を受け、厳しい状況下におかれていると考えられる。

また、企業数が減少傾向となっていることから企業数の減少や人手不足などが課題である。

(2) 目標

中小企業等経営強化法49条第1項の規定に基づく導入促進基本計画を策定し、中小企業者の先端設備等の導入を促すことで、設備投資による労働生産性の向上を図り、中小企業の売上向上、市内産業全体の経済活性化を目指す。

これを実現するための目標として、計画期間中に 15 件程度の先端設備等導入計画の認定を目標とする。

(3) 労働生産性に関する目標

先端設備導入計画を認定した事業者の労働生産性（中小企業等の経営強化に関する基本方針に定めるものをいう。）が年平均 3 % 以上向上することを目標とする。

2 先端設備等の種類

本市の産業は、多種多様な業種にわたり、広く事業者の生産性向上を実現するため、本計画において対象となる先端設備等の種類については、中小企業等経営強化法施行規則第 7 条第 1 項により規定される先端設備等の全てとする。

ただし、労働生産性の向上に必要な生産、販売活動等の用に直接供されるものに限る。

3 先端設備等の導入の促進の内容に関する事項

(1) 対象地域

本市の産業は、地域を問わず広域に立地している。そのため、地域を問わず広く事業者の生産性向上を実現する観点から、本計画において対象となる区域は市内全域とする。

(2) 対象業種・事業

本市の産業は、多種多様な業種が本市の経済、雇用を支えているため、業種を問わず、広く事業者の生産性向上を実現する必要がある。したがって、本計画において対象とする業種は、全業種とする。

生産性向上に向けた事業者の取組は、新商品の開発、自動化の推進、IT 導入による業務の効率化、省エネの推進、市町村等の枠を超えた海外市場等を見据えた連携等、多様である。

したがって、本計画においては、労働生産性が年平均 3 % 以上に資すると見込まれている事業であれば、幅広い事業を対象とする。

4 計画期間

(1) 導入促進基本計画の計画期間

国の同意日から 2 年間とする。

(2) 先端設備等導入計画の計画期間

先端設備等導入計画の期間は 3 年間、4 年間または 5 年間とする。

5 先端設備等の導入の促進に当たって配慮すべき事項

- ・ 人員削減を目的とした取組を先端設備等導入計画の認定の対象としない等、雇用の安定に配慮する。
- ・ 公序良俗に反する取組や、反社会的勢力との関係が認められるものについては先端設備等導入計画の認定の対象としない等、健全な地域経済の発展に配慮する。
- ・ 市税を滞納しているものを除く。